

共済組合ニュース

京都市職員共済組合

令和4年3月発行

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 本庁舎3階

(電話)075-222-3240(庶務係・年金係) / 075-222-3239(保健係)

1 令和4年度の掛金率等について

庶務係

●短期給付・福祉(保健)事業の掛金率

単位:千分比(%)

		現行	令和4年4月以降	前年比
短期給付	健康保険分	46.23	46.23	—
	介護保険分	8.72	9.00	0.28 増
福祉事業		1.54	1.54	—

ご負担が増えますが、ご理解とご協力をお願いします。



介護保険分の引き上げに伴う負担増の目安

単位:円

標準報酬月額	200,000	300,000	400,000	500,000	600,000
増加額(年間)	912	1,369	1,815	2,282	2,738

●厚生年金保険料率

単位:千分比(%)

保険料率※1	91.50 (現行から変更なし※2)
--------	--------------------

※1 厚生年金保険料は組合員と事業主が折半で負担します。表中の率は折半後(1/2)の率です。

※2 平成30年9月に公務員に適用される保険料率が民間企業に勤務する人と同じ率になり、固定されました。

●退職等年金掛金率

単位:千分比(%)

掛金率※	7.5 (現行から変更なし)
------	----------------

※ 上限を7.5%として、地方公務員共済組合連合会の定款によって定められているものです。

短期給付(健康保険分)の掛金率は据え置きとなりましたが、今後の医療費等を推計すると近い将来、極めて厳しい状況になると予想されます。積立金等の活用も限界が来ているため、ジェネリック医薬品の活用など、医療費削減の取組にご協力をお願いします。(2~3ページもご参照ください。)

短期給付(介護保険分)については、40歳以上65歳未満の組合員の方(介護保険の第2号被保険者)から掛金を徴収していますが、令和4年度は9.00%となり、前年度から0.28%引き上げとなっています。

徴収した介護掛金は、介護納付金として社会保険診療報酬支払基金へ納付し、そこから各市町村へ交付されています。

2 令和4年度予算が承認されました

庶務係

令和4年3月29日に開催された第151回組合会において、令和4年度予算が承認されましたので、主な経理について概要をお知らせします。

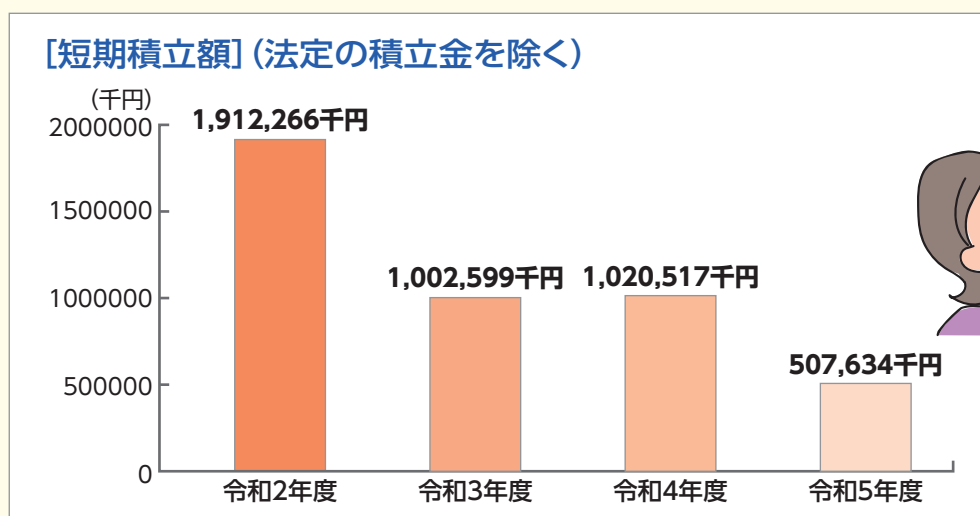
●短期経理（健康保険，介護保険）

加入者の病気，負傷，出産，死亡，災害等への給付や介護保険制度，高齢者医療制度等を支えるための拠出金の支払を行う経理です。

収入総額	11,459,340 千円 →掛金，負担金，前年度繰越支払準備金等
------	---

支出総額	11,370,222 千円 →給付金，拠出金，次年度繰越支払準備金等
------	--

令和4年度は高齢者医療制度への拠出金が大きく減少したことにより，収支が均衡していますが，令和5年度には再び赤字に転落する見込みです。



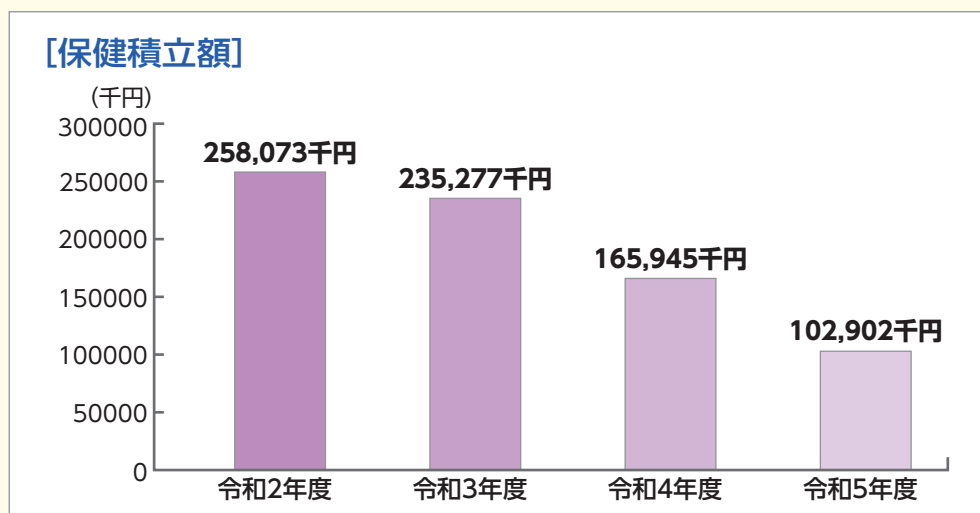
●保健経理（保健事業）

加入者の健康の保持増進を図ることを目的に，特定健康診査，特定保健指導，人間ドック，各種がん検診，メンタルヘルスカウンセリング事業などの事業に要する経費を執行する経理です。

収入総額	479,699 千円 →掛金，負担金，貸付経理からの繰入等
------	---

支出総額	551,130 千円 →厚生費，特定健康診査等費，委託管理費等
------	---

令和4年度の不足額は，積立金を取り崩すことにより対応します。



3 ジェネリック医薬品を活用しましょう!

保健係

私たちが病気やケガでお医者さんにかかって、薬を処方してもらったとき、ジェネリック医薬品を利用すると、薬代の節約となるだけでなく、共済組合の医療費の増加を抑えることにつながります。ジェネリック医薬品のことを正しく知って積極的にご活用いただき、医療費の削減にご協力をお願いします。



●ジェネリック医薬品を使うとどれくらい安くなる?

ジェネリック医薬品は「後発医薬品」とも呼ばれ、新薬(先発医薬品)の独占販売が終了したあとに販売が許可される医療用医薬品です。新薬と違い開発コストがかからない分、新薬より安価になります。

〈お薬代の節約例〉		
花粉症の薬 アレグラ錠60mg 1日2回30日服用した場合	アレルギー性鼻炎の薬 ザイザル錠5mg 1日1回30日服用した場合	関節痛・筋肉痛の薬 ロキソニンテープ100mg 1日1回365日使用した場合
2,796円	2,259円	10,257円
その差 2,028円	その差 1,713円	その差 4,015円
768円	546円	6,242円
自己負担が3割の場合 約610円の節約に	自己負担が3割の場合 約510円の節約に	自己負担が3割の場合 約1,200円の節約に



もっと知りたい

ジェネリック医薬品Q&A



Q安全性は大丈夫?

A 新薬と同じ主成分のもとで開発・製造されており(添加物の成分や配合量などは異なるケースがあります)、厚生労働省のジェネリック医薬品承認基準をクリアしている信頼できる薬です。

Qどれくらい使われている?

A 当組合におけるジェネリック医薬品の使用率は数量ベースで76.3%(令和3年3月診療分)で、とても多くの方が活用しています。

Qまだちょっと不安があるのですが…?

A 飲み慣れた薬を変えるのに不安がある場合は、「お試し調剤」として短期間分ジェネリック医薬品を調剤してもらうこともできます。また、有効主成分・添加物・製法なども新薬と同じ「オーソライズドジェネリック(AG)」もあります。形状なども同じで、今までと同じように服用できます。

重要 医療費の助成を受けていませんか?

共済組合への 申告が必要な 医療費制度(例)

- ① 重度心身障害者の医療費助成制度
- ② ひとり親家庭等の医療費助成制度
- ③ 乳幼児・子ども医療費助成制度

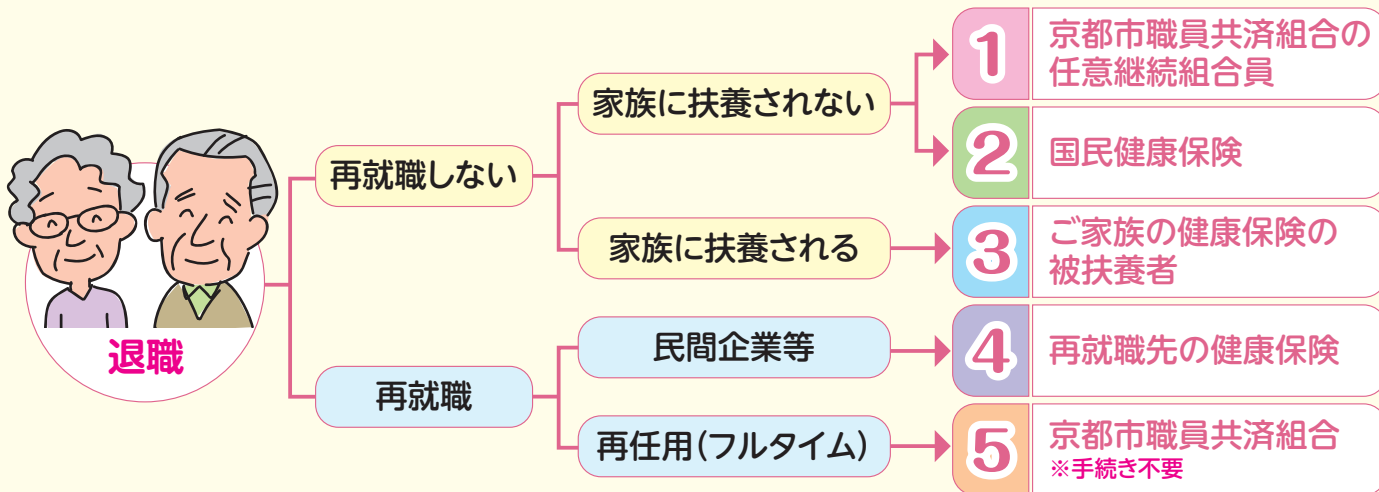
※所得制限により制度の非該当または再び該当となった場合

皆様が1ヶ月に1つの医療機関(通院と入院は別、医科と歯科は別)に支払った額(保険適用分)が基準額を超えたとき、「高額療養費」「一部負担金払戻金」「家族療養費附加金」として超過分を診療報酬明細書(レセプト)から自動的に算出して給付金を支給しています。しかし、上記の制度の助成額についてはレセプトに記載されないため、実際に医療費の助成を受けられて自己負担金額が少額の場合でも、医療費総額の2割または3割を負担したとして超過分について給付されてしまいます。

これを防ぐために、医療費の助成を受けられている方には資格情報の自己申告をお願いしています。申告がまだの方は保健担当(222-3239)までご連絡ください。

(退職後の健康保険の手続きに遺漏のないようご注意ください)

国民皆保険制度により、退職後もしずれかの健康保険に加入しなければなりません。今一度、退職後の健康保険についてご検討いただき、手続きに遺漏のないようご注意ください。



手続きについて

1 京都市職員共済組合の任意継続組合員となる

▶ 4月19日までに「任意継続組合員資格取得申出書」を京都市職員共済組合へ提出してください。
令和4年度掛金の算定は以下のとおりです。

以下ア、イのうちいずれか少ない額×掛金率
(令和4年度掛金率：95.54/1000【短期・福祉分】，18.00/1000【介護分】)

- ア 任意継続組合員本人の退職時の標準報酬月額
- イ 前年度の9月30日における京都市職員共済組合の全組合員(任意継続組合員を含む)の標準報酬月額の平均を標準報酬の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額(令和4年度は410,000円)

任意継続



2 住所地の市区町村の国民健康保険に加入する

▶ 退職後14日以内にお住まいの市区町村の国民健康保険担当課で手続きを行ってください。

手続きには、共済組合の資格喪失証明書が必要です。「組合員(被扶養者)資格喪失証明願」(様式は京都市職員共済組合ホームページにあります)を共済組合にご提出ください。

※資格喪失証明書の発行にはお時間がかかりますので、ご注意ください。



3 ご家族の加入している健康保険の被扶養者になる

▶ 手続きについて、ご家族が加入している健康保険の窓口にお問い合わせください。

4 再就職先の健康保険に加入する

▶ 手続きについて、再就職先の健康保険(協会けんぽ、各健康保険組合等)にお問い合わせください。

5 被扶養者の異動手続きをお忘れなく

保健係

被扶養者が新年度から就職する場合等は、異動手続きが必要となります。
 手続きが遅れますと、さかのぼって認定取消となり、取消日以降に京都市職員
 共済組合の組合員被扶養者証を使用してかかった医療費等(組合負担分)は、
 全額返還していただくことになります。



例年このような事例が多く見受けられますので、十分ご注意ください。

4月以降の状況		異動手続き	提出書類
1	就職する場合 (注)	認定取消	<ul style="list-style-type: none"> ●被扶養者申告書 ●組合員被扶養者証 ●就職日の確認できる書類 (健康保険証の写し、採用通知書の写し、人事通知書の写し、給与支払等証明書等)
2	アルバイト・パート等の収入がある場合 直近3ヶ月の平均月額が 108,334円以上の収入	認定取消	<ul style="list-style-type: none"> ●被扶養者申告書 ●組合員被扶養者証 ●平均月額が初めて収入限度額を上回った3ヶ月の給与明細とその前月の給与明細
3	進学等により別居となる場合	同別居変更	<ul style="list-style-type: none"> ●被扶養者申告書(同別居の変更) ●情報照会依頼書兼申立書(同別居変更用) ●客観的に仕送りの事実が確認できる書類 ※学生の場合は学生証または在学証明書の写しで可 ※単身赴任の場合は辞令の写しで可 ●認定対象者の世帯全員の住民票 ※ただし、住民票については情報照会依頼により省略することが可 <p>〈お願い〉同別居変更手続き後に住所変更(別居状態は継続)があった場合は、共済組合にご連絡ください。</p>

(注)就職先で、健康保険に未加入の場合であっても、月収が108,334円以上のときは、就職した日から認定取消となります。
 (研修期間中のみ健康保険未加入の場合も同様です。)

※上記の表は一般的な事例のため、不明な点は、所属所の共済組合担当課または共済組合までご連絡ください。

令和4年度の保健経理における事業の見直しについて

当組合の保健経理*においては、支出が収入を上回る状態が続いており、保健経理の余剰金の取り崩し等により運営することが恒常的となっております。このままでは、令和7年度に余剰金が枯渇することも想定され、余剰金の取り崩しに頼らない持続可能な財政運営とするためには、事業の抜本的な見直しが必要となっております。

このため、以下のとおり事業の見直しを実施させていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

*加入者の健康増進及び医療費適正化に資する事業を行うための経理。人間ドックや特定健康診査、特定保健指導、会員制福利厚生事業「えらべる倶楽部」等を実施している。

- 1 職員相談室(メンタルヘルスカウンセリング事業)の委託化
利用時間などの詳細については、共済組合のホームページをご覧ください。
- 2 スポーツ施設利用者への助成事業の廃止
- 3 保健冊子の配付の廃止



6 年金制度の一部が改正されます

年金係

令和2年5月に「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」(年金制度改正法)が成立しました。

この年金制度改正法により、令和4年4月から「在職中の年金受給の在り方の見直し」と「受給開始時期の選択肢の拡大」が行われます。

改正



I

在職中の年金受給の在り方の見直し

POINT
1

65歳未満の特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度について、支給停止とならない範囲が拡大されます。

厚生年金

現行(令和4年3月31日まで)

65歳未満の在職中の
支給停止の基準額

28万円*

改正後(令和4年4月1日から)

65歳未満の在職中の
支給停止の基準額

47万円*

65歳以上も未滿も
支給停止の基準額は
47万円*に



*令和3年度額です。法令に基づき改定される場合があります。

現行の在職老齢年金制度の支給停止の基準額は、65歳未満は28万円、65歳以上は47万円となっていますが、高齢期の就労を促進するなどの観点から、65歳未満についても65歳以上と同じ支給停止の基準額47万円に緩和されます。

在職老齢年金制度のしくみ

厚生年金の被保険者の賃金と年金月額額の合計額が、下記の支給停止の基準額を超える場合に、年金の一部または全部が支給停止されます。

令和4年3月31日まで

65歳未満

支給停止の基準額
28万円

65歳以上

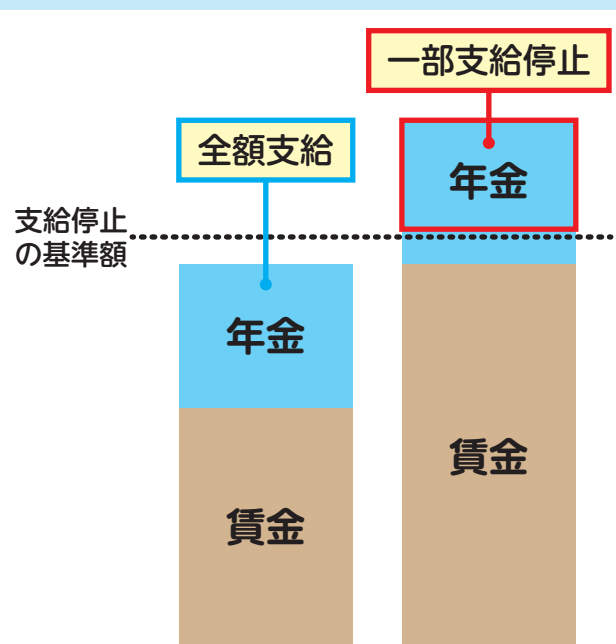
支給停止の基準額
47万円

令和4年4月1日から

65歳未満

65歳以上

支給停止の基準額
47万円



*支給停止の基準額は法令に基づき改定される場合があります。

POINT
2

65歳以上で在職中の老齢厚生年金受給者について、毎年1回年金額の見直しが行われます。

厚生年金

現行(令和4年3月31日まで)

老齢厚生年金の受給権取得後に就労した場合、資格喪失時(退職時・70歳到達時)に老齢厚生年金の額が改定されます。

改正後(令和4年4月1日から)

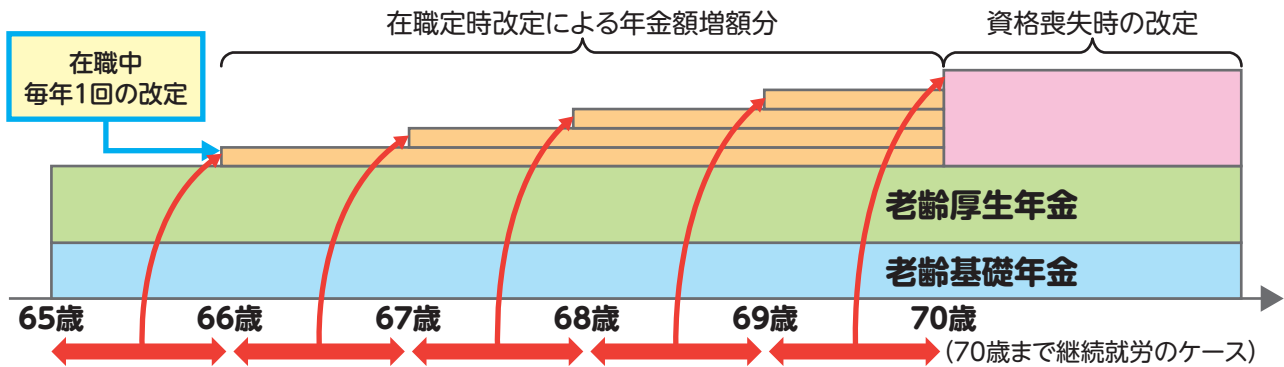
資格喪失時の改定に加え、65歳以上の方については、**在職中であっても**、年金額が**毎年1回、10月分から改定***されます(在職定時改定)。

*毎年8月までの加入実績に応じて改定されます。

現行の制度では、65歳以降も働き続けている方が納める保険料は、退職するか、70歳にならないと年金額に反映されませんが、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実を図るため、65歳以上で在職中の方については、資格喪失時の改定に加え、毎年1回年金額の改定が行われます(10月分の年金から改定が反映されます)。



●見直し後の在職定時改定のイメージ



II 受給開始時期の選択枝の拡大

年金の受給開始時期の選択枝が、60歳から75歳の間拡大されます。

国民年金

厚生年金

経過的職域

退職等年金給付

現行(令和4年3月31日まで)

〈国民年金・厚生年金・経過的職域〉

繰上げ受給 可能年齢:60歳から
減額率:1月当たり▲0.5%

繰下げ受給 可能年齢:70歳まで
増額率:1月当たり+0.7%

〈退職等年金給付〉

繰下げ受給 可能年齢:70歳まで

改正後(令和4年4月1日から)

〈国民年金・厚生年金・経過的職域〉

繰上げ受給 可能年齢:60歳から
減額率:1月当たり▲0.4%

繰下げ受給 可能年齢:**75歳まで**
増額率:1月当たり+0.7%

〈退職等年金給付〉

繰下げ受給 可能年齢:**75歳まで**



高齢期の就労の拡大等を踏まえ、高齢者が自身の就労状況等に合わせて年金受給の方法を選択できるよう、繰下げ制度をより柔軟で使いやすいものとするため、繰下げ上限が75歳^{*1}に見直されます^{*2}。また、繰上げ受給した場合の減額率について、平均余命の延伸に伴い、1月当たり0.4%に引き下げられます^{*3}。

※1 受給権を取得した日の年齢によっては、繰下げ上限年齢が異なる場合があります。

※2 令和4年4月1日以降に70歳に到達する方(昭和27年4月2日以降生まれの方)が対象となります。

※3 令和4年4月1日以降に60歳に到達する方(昭和37年4月2日以降生まれの方)が対象となります。

I 短時間労働者・非常勤職員の被用者保険の適用拡大

地方公務員等のうち被用者保険(厚生年金・健康保険)の適用対象である非常勤職員を地共済組合員とし、短期給付等を適用します。【令和4年10月】

共済適用

現行

被用者保険の適用対象である非常勤職員は、健康保険(協会けんぽ)が適用されています。

見直し後

被用者保険の適用対象である非常勤職員を**地共済組合員**とし、**短期給付・福祉事業を適用**します。(令和4年10月1日施行)

短時間勤務の会計年度任用職員等の方も、組合員になれるようになります。



※適用範囲(予定)

- (1) 週の所定勤務時間及び月の所定勤務日数が常勤職員の3/4以上の者で、2か月を超えて使用されることが見込まれる者。
- (2) 週の所定勤務時間又は月の所定勤務日数が常勤職員の3/4未満の者で、①週の所定勤務時間が20時間以上、②2か月を超えて使用されることが見込まれる、③月額賃金が8.8万円以上、④学生でないこと、の4条件をすべて満たす者。

II 育児休業中の掛金免除要件の見直し【令和4年10月】

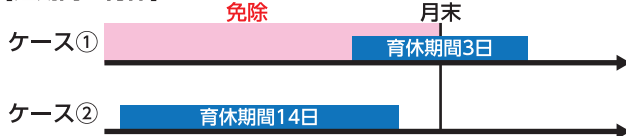
現行

- (1) 育児休業を開始する月からその育児休業が終了する日の翌日の属する月の前月まで。(月末時点で育児休業を取得している場合に、当月の掛金が免除される仕組みです。)
- (2) 賞与掛金については、賞与月の月末時点で育児休業を取得していると掛金が免除されます。

【長期間の育休】



【短期間の育休】



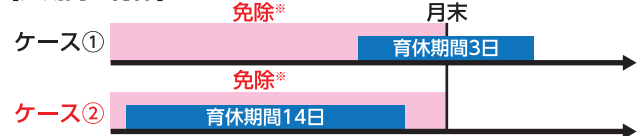
見直し後

- (1) 育児休業開始日の属する月については、その月の末日が育休期間中である場合に加えて、その月中に2週間以上育児休業を取得した場合にも掛金が免除になります。
- (2) 賞与掛金については、連続して1箇月(育児休業を取得した日の翌月同日)を超える育児休業を取得した場合に限り掛金免除の対象となります。

【長期間の育休】(扱い変わらず)



【短期間の育休】



※賞与掛金については免除対象外となります。

その他の見直し

●退職等年金給付に係る掛金取扱いの見直し【令和4年4月】

組合員資格を取得した日の属する月に、その資格を喪失し、その月に更に地共済または国共済の組合員となった場合、厚生年金の被保険者または国民年金の被保険者の資格を取得した場合は、掛金が徴収されなくなります。

退職等年金給付

●個人型確定拠出年金(iDeCo)の加入可能年齢の引上げ、受給開始時期等の選択肢の拡大【令和4年4月～】

加入可能年齢の上限が60歳未満から65歳未満に、受給開始年齢の上限は70歳から75歳に拡大されます。

その他